

保発0512第5号  
平成22年5月12日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省保険局長  
（公印省略）

### 健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行について

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成22年厚生労働省令第70号。以下「改正省令」という。）が本日公布され、本年7月17日（一部公布日）から施行することとされたところであるが、改正の趣旨、内容等は下記のとおりであるので、その運用に当たっては十分に留意の上、保険者の指導にあたり遺憾なきを期されたい。

#### 記

#### 第一 改正の趣旨

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第83号）によって改正された、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号。以下「改正臓器移植法」という。）第17条の2において、「国及び地方公共団体は、国民があらゆる機会を通じて移植医療に対する理解を深めることができるよう、移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供する意思の有無を運転免許証及び医療保険の被保険者証等に記載することができることとする等、移植医療に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずるものとする。」とされ、当該規定は、本年7月17日から施行されることである。

このため、改正臓器移植法の趣旨を踏まえ、健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号。以下「健保規則」という。）等で規定する健康保険被保険者証等（以下「被保険者証等」という。）の様式を改正し、被保険者証等の裏面に臓器提供に関する意思表示欄を設けることとしたものである。

#### 第二 改正の内容

##### 第1 健保規則の一部改正（改正省令第1条）

##### 一 臓器提供に関する意思表示欄の新設

健康保険被保険者証及び健康保険特例退職被保険者証（様式第9号）の裏面に臓

器提供に関する意思表示欄を設けることとしたこと。これに伴い、改正前の様式裏面に記載されていた注意事項については、保険医療機関等において受診する際の窓口提出に関する事項を除き省略し、保険者において別途被保険者に周知することとしたこと。なお、窓口提出に関する事項についても、別途被保険者に周知することで省略できること。

## 二 経過措置

この省令による改正前の様式による書類（被保険者証等）は、当分の間、改正後の様式によるものとみなすこととしたこと。なお、保険者においては、改正後の様式による被保険者証等の交付準備が整い次第対応されたい。

第2 船員保険法施行規則（昭和15年厚生省令第5号）の一部改正（改正省令第2条）  
健保規則の一部改正に準じた改正、その他所要の改正を行うこと。

第3 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）の一部改正（改正省令第3条関係）  
健保規則の一部改正に準じた改正、その他所要の改正を行うこと。

第4 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）の一部改正（改正則第4条関係）  
健保規則の一部改正に準じた改正を行うこと。

## 第三 施行期日

改正省令は、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律の施行日に合わせて平成22年7月17日から施行することとしたこと。ただし、第二の第2のうち、その他所要の改正規定については、公布日から施行することとしたこと。

## 第四 運用上の留意点について

改正後の様式で交付する場合における意思表示欄の周知方法等、運用上の留意点については、別途連絡する。

○ 健康保険法施行規則等の一部を改正する省令案

○ 船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）抄  
（第三条関係）

改正案	現行
<p>（船員保険協議会の組織及び運営に關し必要な事項）</p> <p>第一条 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号。以下「法」という。）</p> <p>（第六条第一項に規定する船員保険協議会（以下この条において「船員保険協議会」という。）は、全国健康保険協会（以下「協会」という。）の理事長が招集する。</p> <p>2.5 （略）</p> <p>（船員保険療養補償証明書の提出）</p> <p>第四十三条 前条第一項の場合において、法第三十三条第三項に規定する下船後の療養補償（以下「下船後の療養補償」という。）を受けようとするときは、被保険者又は被保険者であった者は船舶所有者又は協会が交付した様式第三号による船員保険療養補償証明書（以下「療養補償証明書」という。）を被保険者証に添えて提出しなければならぬ。ただし、やむを得ない理由があるときはこの限りでない。</p> <p>2.3 （略）</p> <p>（令第十条第一項第三号の厚生労働省令で定めるところにより算定</p>	<p>（船員保険協議会の組織及び運営に關し必要な事項）</p> <p>第一条 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号。以下「法」という。）</p> <p>（第六条第一項に規定する船員保険協議会（以下この条において「船員保険協議会」という。）は、全国健康保険協会（以下この条において「協会」という。）の理事長が招集する。</p> <p>2.5 （略）</p> <p>（船員保険療養補償証明書の提出）</p> <p>第四十三条 前条第一項の場合において、法第三十三条第三項に規定する下船後の療養補償（以下「下船後の療養補償」という。）を受けようとするときは、被保険者又は被保険者であった者は船舶所有者又は協会が交付した様式第三号による船員保険療養補償証明書（以下「療養補償証明書」という。）を被保険者証に添えて提出しなければならぬ。ただし、やむを得ない理由があるときはこの限りでない。</p> <p>2.3 （略）</p> <p>（令第十一条第一項第三号の厚生労働省令で定めるところにより算定</p>

（傍線の部分は改正部分）

した額)

第百条 令第十一条第一項第三号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、計算期間(同項第一号に規定する計算期間をいう。以下同じ。)において、基準日被保険者(同項第一号に規定する基準日被保険者をいう。第百九条第一項において同じ。)又は基準日被扶養者(令第十一条第一項第二号に規定する基準日被扶養者をいう。第百九条第一項において同じ。)が該当する次の表の第一欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該期間にこれらの者が受けた療養又はその被扶養者等(令第十一条第一項第三号に規定する被扶養者等をいう。以下この条において同じ。)がその被扶養者等であつた間に受けた療養に係る同表の第二欄に掲げる額とする。

	第一欄	第二欄
(略)	(略)	(略)
七	令第十一条第一項第三号に規定する国民健康保険の世帯主等(以下この条において「国民健康保険の世帯主等」という。)であつた期間(同項第一号に規定する基準日(以下「基準日」という。))において、国民健康保険の被保険者でない場合(基準日において当該者と同一の世帯に属するすべての国民健康保険の被保険者が国民健康保険法施行令(昭和三	国民健康保険法施行令第二十九条の四の二第一項第一号に規定する合算額

した額)

第百条 令第十一条第一項第三号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、計算期間(同項第一号に規定する計算期間をいう。以下同じ。)において、基準日被保険者(同項第一号に規定する基準日被保険者をいう。第百九条第一項において同じ。)又は基準日被扶養者(令第十一条第一項第二号に規定する基準日被扶養者をいう。第百九条第一項において同じ。)が該当する次の表の第一欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該期間にこれらの者が受けた療養又はその被扶養者等(令第十一条第一項第三号に規定する被扶養者等をいう。以下この条において同じ。)がその被扶養者等であつた間に受けた療養に係る同表の第二欄に掲げる額とする。

	第一欄	第二欄
(略)	(略)	(略)
七	令第十一条第一項第三号に規定する国民健康保険の世帯主等(以下この条において「国民健康保険の世帯主等」という。)であつた期間(同項第一号に規定する基準日(以下「基準日」という。))において、国民健康保険の被保険者でない場合(基準日において当該者と同一の世帯に属するすべての国民健康保険の被保険者が国民健康保険法施行令(昭和三	国民健康保険法施行令第二十九条の四の二第一項第一号に規定する合算額

(略)	(略)	(略)
	<p>十三年令第三百六十二号) 第二十九条の四の四第一項に掲げる場合に該当する場合を除く。) にあつては、計算期間における基準日まで継続して国民健康保険の世帯主等であつた期間を除く。)</p>	

(令第十一条第五項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額

第百三条 令第十一条第五項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、次の表の上欄に掲げる前条の表の項の第二欄に掲げる額を、次の表の下欄に掲げる額にそれぞれ読み替えて適用する同条の規定により算定した額とする。

(表略)

(令第十一条第六項の厚生労働省令で定めるところにより算定した第一項各号に掲げる額に相当する額)

第百四条 令第十一条第六項の厚生労働省令で定めるところにより算定した同条第一項各号に掲げる額に相当する額は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条の二第一項各号に掲げる額とする。

(払渡希望金融機関の変更の届出)

第百二十一条 障害年金の支給を受ける者は、払渡希望金融機関を変更

(略)	(略)	(略)
	<p>十三年令第三百六十二号) 第二十九条の四の四第一項に掲げる場合に該当する場合を除く。) にあつては、計算期間における基準日まで継続して国民健康保険の世帯主等であつた期間を除く。)</p>	

(令第十一条第六項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額

第百三条 令第十一条第五項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、次の表の上欄に掲げる前条の表の項の第二欄に掲げる額を、次の表の下欄に掲げる額にそれぞれ読み替えて適用する同条の規定により算定した額とする。

(表略)

(令第十一条第七項の厚生労働省令で定めるところにより算定した第一項各号に掲げる額に相当する額)

第百四条 令第十一条第六項の厚生労働省令で定めるところにより算定した同条第一項各号に掲げる額に相当する額は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条の二第一項各号に掲げる額とする。

(払渡希望金融機関の変更の届出)

第百二十一条 障害年金の支給を受ける者は、払渡希望金融機関を変更

しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届書を、協会に提出しなければならぬ。

- 一 障害年金の支給を受ける者の氏名及び生年月日
- 二 基礎年金番号
- 三 障害年金の年金証書の年金コード

四 次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ 第百十五条第一項第九号イに規定する者 払渡希望金融機関の名称及び預金通帳の記号番号

ロ 第百十五条第一項第九号ロに規定する者 払渡希望郵便貯金銀行の営業所等の名称及び所在地

2 前項の届書には、同項第四号イに掲げる者にあつては、預金通帳の記号番号についての当該払渡希望金融機関の証明書を添付しなければならない。

(省令で定める要件)

第百七十九条 令第四十七条第一項第六号の省令で定める要件は、次のとおりとする。

一 定款において法附則第三条第一項に規定する給付の事業（以下「給付事業」という。）を行うことを明らかにしていること。

二 五 (略)

(承認の申請)

第百八十条 令第四十六条各号に掲げる法人は、法附則第三条第一項の規定による承認を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて厚生労働大臣に申請しなければならない。

しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届書を、協会に提出しなければならぬ。

- 一 障害年金の支給を受ける者の氏名及び生年月日
- 二 基礎年金番号
- 三 障害年金の年金証書の年金コード

四 次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ 第百十五条第一項第九号イに規定する者 払渡希望金融機関の名称及び預金通帳の記号番号

ロ 第百十五条第一項第九号ロに規定する者 払渡希望郵便貯金銀行の営業所等の名称及び所在地

2 前項の届書には、同項第三号イに掲げる者にあつては、預金通帳の記号番号についての当該払渡希望金融機関の証明書を添付しなければならない。

(省令で定める要件)

第百七十九条 令第三十九条第一項第六号の省令で定める要件は、次のとおりとする。

一 定款において法附則第三十八項に規定する給付の事業（以下「給付事業」という。）を行うことを明らかにしていること。

二 五 (略)

(承認の申請)

第百八十条 令第三十八条各号に掲げる法人は、法附則第三十八項の規定による承認を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて同項の承認を行う社会保険庁長官又は地方社会保険事務局長（以下「承認

一〇八 (略)

(掛金率等の変更)

第八十一条 法附則第三条第一項に規定する承認法人等(以下単に「承認法人等」という。)は、掛金率を変更しようとするときは、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

2 承認法人等は、定款を変更したとき又は加入船舶所有者に異動があったときは、速やかに厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。

(掛金の計算書)

第八十四条 承認法人等は、各加入船舶所有者ごとに次に掲げる事項を記載した法附則第三条第三項の規定による掛金に関する計算書を備えなければならない。

一〇三 (略)

(予算)

第八十五条 承認法人等は、給付事業に係る毎会計年度の収入支出の予算を作成し、前年度の三月十五日までに(当該予算を変更したときは、速やかに)、厚生労働大臣に届け出なければならない。

(報告)

第八十六条 承認法人等は、厚生労働大臣の求めに応じ、当該事業に関する報告を行わなければならない。

「庁」という。)に申請しなければならない。

一〇八 (略)

(掛金率等の変更)

第八十一条 法附則第三十八項に規定する承認法人等(以下単に「承認法人等」という。)は、掛金率を変更しようとするときは、あらかじめ承認庁の承認を受けなければならない。

2 承認法人等は、定款を変更したとき又は加入船舶所有者に異動があったときは、速やかに承認庁にその旨を届け出なければならない。

(掛金の計算書)

第八十四条 承認法人等は、各加入船舶所有者ごとに次に掲げる事項を記載した法附則第三十九項の規定による掛金に関する計算書を備えなければならない。

一〇三 (略)

(予算)

第八十五条 承認法人等は、給付事業に係る毎会計年度の収入支出の予算を作成し、前年度の三月十五日までに(当該予算を変更したときは、速やかに)、承認庁に届け出なければならない。

(報告)

第八十六条 承認法人等は、承認庁の求めに応じ、当該事業に関する報告を行わなければならない。

(法第五十三條の二第一項の厚生労働省令で定める権限)

第九十六條 法第五十三條の二第一項の厚生労働省令で定める権限は、第九十條第一号、第二号及び第六号から第九号までに掲げる権限とする。

(滞納処分等その他の処分の執行状況及びその結果の報告等)

第九十九條 法第五十三條の二第二項において準用する厚生年金保険法第百條の五第二項の規定による滞納処分等その他の処分(法第五十三條の二第一項に規定する滞納処分等その他の処分をいう。以下同じ。)の執行の状況及びその結果に関する報告は、六月に一回、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

一 (略)

二 その他必要な事項

(船長等の事務代行)

第二百二十二條 この省令の規定により船舶所有者が行うべき次に掲げる事項については、船舶所有者は船長又は船長の職務を行う者をその代理人としてこれらの処理を行わせることができる。

一 (略)

二 療養補償証明書の交付を行うこと。

附則

(平成十九年改正法附則第三十九條の規定による保険給付)

第一條 雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号

(法第五十三條の二第一項の厚生労働省令で定める権限)

第九十六條 法第五十三條の二第一項の厚生労働省令で定める権限は、第九十一條第六号から第九号までに掲げる権限とする。

(滞納処分等その他の処分の執行状況及びその結果の報告等)

第九十九條 法第五十三條の二第二項において準用する厚生年金保険法第百條の五第二項の規定による滞納処分等その他の処分(法第五十三條の二第一項に規定する滞納処分等その他の処分をいう。以下同じ。)の執行の状況及びその結果に関する報告は、六月に一回、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

(略)

二 財務大臣が受任した事案のうち、滞納処分等その他の処分がまだ行われていない事案の件数及び滞納金額の総額

三 その他必要な事項

(船長等の事務代行)

第二百二十二條 この省令の規定により船舶所有者が行うべき次に掲げる事項については、船舶所有者は船長又は船長の職務を行う者をその代理人としてこれらの処理を行わせることができる。

一 (略)

二 第四十四條に規定する療養補償証明書の交付を行うこと。

附則

(平成十九年改正法附則第三十九條の規定による保険給付)

第一條 雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号

。以下「平成十九年改正法」という。）附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた保険給付に関する請求、届出その他の手続等については、雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成二十一年厚生労働省令第六十八号）第一条の規定による改正前の船員保険法施行規則第二十二條、第二十四條ノ二から第二十四條ノ二ノ三まで、第二十七條から第二十九條まで、第四十二條から第四十三條ノ三まで、第四十三條ノ六から第四十四條ノ二まで、第四十四條ノ四、第七十條から第七十二條まで、第七十三條ノ二から第八十一條ノ五まで及び第八十二條ノ三ノ二から第八十二條ノ十七ノ九までの規定はなお効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定はなお効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定はなお効力を有する。字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十四條ノ二ノ二第三項、第二十四條ノ二ノ三、第二十九條第一項、第四十二條、第四十三條ノ二、第四十三條ノ六第一項、第四十三條ノ九第一項、第四十四條第一項、第四十四條ノ二、第七十五條第一項、第七十五條ノ三第一項、第七十五條ノ四第一項、第七十五條ノ六第一項、第七十六條ノ四第一項	地方社会保険事務局長等	協会
---	-------------	----

。以下「平成十九年改正法」という。）附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた保険給付に関する請求、届出その他の手続等については、雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成二十一年厚生労働省令第六十八号）第一条の規定による改正前の船員保険法施行規則第二十二條、第二十四條ノ二から第二十四條ノ二ノ三まで、第二十七條から第二十九條まで、第四十二條から第四十三條ノ三まで、第四十三條ノ六から第四十四條ノ二まで、第四十四條ノ四、第七十條から第七十二條まで、第七十三條ノ二から第八十一條ノ五まで及び第八十二條ノ三ノ二から第八十二條ノ十七ノ九までの規定はなお効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定はなお効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定はなお効力を有する。字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十四條ノ二ノ二第三項、第二十四條ノ二ノ三、第二十九條第一項、第四十二條、第四十三條ノ二、第四十三條ノ六第一項、第四十三條ノ九第一項、第四十四條第一項、第四十四條ノ二、第七十五條第一項、第七十五條ノ三第一項、第七十五條ノ四第一項、第七十五條ノ六第一項、第七十六條ノ四第一項	地方社会保険事務局長等	協会
---	-------------	----

(略)	一、第八十条ノ三第一項、第八十二条ノ五第一項、第八十二条ノ七第一項、第八十二条ノ十五第一項、第八十二条ノ十六第一項	(略)	(略)
-----	---	-----	-----

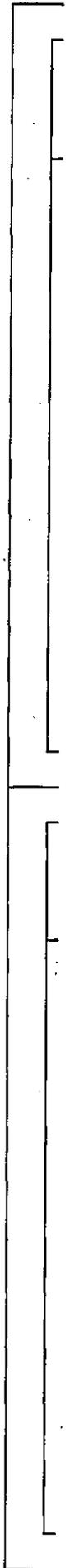
別表第一 (第百十四条関係)

障害等級	障害の状態
一級	一 両眼が失明したもの 二 そしゃく及び言語の機能を廃したもの 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 五 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 六 両上肢の用を廃したもの 七 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 八 両下肢の用を失ったもの
(略)	(略)

(略)	一、第八十条ノ三第一項、第八十二条ノ五第一項、第八十二条ノ七第一項、第八十二条ノ十五第一項、第八十二条ノ十六第一項	(略)	(略)
-----	---	-----	-----

別表第一 (第百十四条関係)

障害等級	障害の状態
一級	一 両眼が失明したもの 二 そしゃく及び言語の機能を廃したもの 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 五 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 六 両上肢の用を廃したもの 七 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 八 両下肢の用を失ったもの
(略)	(略)



（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

附則

（退職被保険者等に関する被保険者証及び被保険者資格証明書の交付

第七条 市町村は、世帯に退職被保険者又はその被扶養者が属する場合にあつては、第六条の規定にかかわらず、世帯主に対し、その世帯に属する退職被保険者に係る様式第七号による被保険者証及びその被扶養者に係る様式第七号の二による被保険者証を交付しなければならぬ。この場合において、様式第七号又は様式第七号の二による被保険者証は、その世帯に属する被保険者ごとに作成するものとする。

2 市町村は、前項の規定にかかわらず、法第九条第三項又は第四項の規定により被保険者証を返還した世帯主（第五条の七第二項の規定により被保険者証が返還されたものとみなされた世帯主を含む。）に対し、その世帯に属する原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる退職被保険者等に係る様式第七号又は様式第七号の二による被保険者証及びその世帯に属する当該被保険者以外の被保険者に係る様式第一号の三による被保険者資格証明書を交付しなければならぬ。この場合において、様式第七号若しくは様式第七号の二による被保険者証又は様式第一号の三による被保険者資格証明書は、その世帯に属する被保険者ごとに作成するものとする。

附則

（退職被保険者等に関する被保険者証及び被保険者資格証明書の交付

第七条 市町村は、世帯に退職被保険者又はその被扶養者が属する場合にあつては、第六条の規定にかかわらず、世帯主に対し、その世帯に属する退職被保険者に係る様式第七号による被保険者証及びその被扶養者に係る様式第七号の二による被保険者証を交付しなければならぬ。この場合において、様式第七号又は様式第七号の二による被保険者証は、その世帯に属する被保険者ごとに作成するものとする。

2 市町村は、前項の規定にかかわらず、法第九条第三項又は第四項の規定により被保険者証を返還した世帯主（第五条の七第二項の規定により被保険者証が返還されたものとみなされた世帯主を含む。）に対し、その世帯に属する原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる退職被保険者等に係る様式第七号又は様式第七号の二による被保険者証及びその世帯に属する当該被保険者以外の被保険者に係る様式第一号の三による被保険者資格証明書を交付しなければならぬ。この場合において、様式第七号又は様式第七号の二による被保険者証又は様式第一号の三による被保険者資格証明書は、その世帯に属する被保険者ごとに作成するものとする。